

令和7年8月8日

事業主各位

(一社)中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

「フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育」 開催のご案内

高所作業の墜落防止処置等の強化を図るため、労働安全衛生法施行令の一部が改正され、一定の要件を備えたもので使用できない「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められました。

また、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成31年2月1日以降、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）に従事する労働者に対して特別教育を行うことが事業に義務付けられました。

つきましては、下記により「フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1 特別教育の日時

令和7年10月24日（金）

※受付 午前7時45分～ 開講 午前8時開始

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

2 特別教育の場所

(一社)中部労働技能教習センター 長野会場
長野市松代町東寺尾2681-3 電話：026-278-9255

3 受講料等

受講料 1人につき 9,900円（教材費1,100円を含む。）（税込）

4 講習科目

学 科	① 作業に関する知識	1 時間
	② 墜落制止用器具に関する知識	2 時間
	③ 労働災害防止に関する知識	1 時間
	④ 関係法令	0.5 時間
実 技	① 墜落制止用器具の使用法等	1.5 時間

5 受講受付人員及び受講申込締切日

定 員 **15**名

※コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させていただきます。
また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。

締切日 令和7年10月10日（金）

（ただし、定員になり次第締切。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる場合があります。）

6 受講申込及び受講料納入

受講申込は「フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育受講申込書」に

①写真1枚（縦3.0cm×横2.5cm 裏面に氏名記入） ②受講料 を添え、

長野県建設業協会長野支部 長野市岡田町124（電話：026-227-6226）へお申込み下さい。

※ お振込みでも取り扱っています。

振込先： 八十二銀行 長野駅前支店 普通預金 386343

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないで下さい。

7 当日の持参品

◆ 筆記用具 印鑑（修了証交付時に使用、なおサインでも可）

作業着 安全靴又は運動靴 軍手 雨具 ヘルメット（ある方は持参して下さい）

墜落制止用器具（フルハーネス型）（ある方は持参して下さい）

8 助成金制度を活用される皆様へ

「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。

※ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。

申請に必要な証明書類等は事業主の方から当センターにお送り下さい。

※ 支給申請には条件等がさだめられています。

また、年度途中に制度の改正等ある場合がありますので詳細をご確認下さい。

「助成金」については 長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL：026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接職業対策課へ連絡し、助成金請求に関する書類を取り寄せ手続きを行って下さい。また、請求時に必要な当センターの証明印、カリキュラムは、書類が整った時点でお送り頂ければ速やかに押印し、ご返送致します。